

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年4月28日提出

所 属	職 名	氏 名
法 学 部	教 授	神 谷 遊
研 究 題 目	民事法における判断能力が不十分な者の保護	
研 究 成 果 の 概 要	<p>2008年度は、主として民事法における未成年者保護制度の現状と課題を明らかにし、立法的な手当ても含めた制度のあり方について検討を進めることとしていた。ところが、医学的な先進技術の進展とも相まって、未成年者保護の前提となる親子関係の確定そのものにつき、諸々の議論がなされるようになった。この領域での議論は、わが国の現行民法をめぐる解釈論において活発に展開されるようになったが、ドイツにおいても2008年に該当領域における民法改正が実施されるに至っている。そこで、今年度はドイツ法における従来の議論にかかわる裁判例、立法資料を収集、分析する作業に従事することとなった。その研究成果については、2009年度中に取りまとめる予定である。</p> <p>なお、専門領域におけるその他の研究成果としては、「離婚により解消したのちの重婚の取消し」水野紀子他編『家族法判例百選（第7版）』（有斐閣）10頁がある。本来、重婚の禁止（民法732条）に違反する婚姻は取り消すことができるが、当該婚姻が解消した後にもなお取消しを認めるべきかについては学説上も議論のあったところである。本稿は、この問題を扱った最高裁判決をテーマとして、離婚による解消後の重婚の取消しを認めなかった判決の意義をそれまでの学説の議論状況を分析しながら明らかにしたものである。</p>	